

○小浜市議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小浜市議会委員会条例(平成3年小浜市条例第21号)第17条第2項の規定に基づき、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者(議員を除く。)は、所定の場所において小浜市議会委員会傍聴受付票(様式第1号)に必要事項を記入し、係員に提出した後、その指示に従い指定された傍聴席で傍聴しなければならない。

2 委員会の会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、当該団体の代表者は、所定の場所で小浜市議会委員会団体傍聴受付票(様式第2号)に必要事項を記入し、係員に提出した後、その指示に従い指定された傍聴席で傍聴しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、委員長が特に認めた場合については、定員を超えて傍聴することができる。

- (1) 第1委員会室、第2委員会室、第3委員会室および第4委員会室 各2人
- (2) 議会応接室 6人
- (3) 全員協議会室 10人

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれのある者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなくてはならない。

- (1) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 委員会の会議の進行を妨げないよう静粛にすること。
- (3) はち巻をする等示威的な服装および行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器その他音を発する機器は、電源を切り、または音を発しない状態にすること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議室の秩序を乱し、または委員会の会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影および録音等の制限)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退室)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときおよび委員会の会議終了後は、速やかに退室しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退室させることができる。

2 委員長は、前項の規定により退室を命ぜられた者については、当日の入室を禁止することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、全員協議会に諮って決定する。

附 則

この規程は、平成31年3月22日から施行する。